

証券コード 8085
平成30年6月8日

株 主 各 位

札幌市中央区北一条西七丁目1番地
ナラサキ産業株式会社
代表取締役社長 中 村 克 久

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「丹頂」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

【会社提案（第1号議案から第4号議案まで）】

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

【株主提案（第5号議案から第7号議案まで）】

- 第5号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）
- 第6号議案 剰余金の処分の件
- 第7号議案 定款一部変更の件（投資有価証券の保有制限）

株主提案（第5号議案から第7号議案まで）に係る議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」（14頁から17頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

- ◎（ご注意）株主提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。
 当社取締役会意見にご賛同の場合は、株主提案（第5号議案以下）について否に○印でご表示願います。
 なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」は、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
 なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載させていただきます。

■議決権行使書記入例

<p>議決権行使書 ナラサキ産業株式会社 御中 <small>私は、平成30年6月28日(木)開催のナラサキ産業株式会社第75期定時株主総会(継続会又は延会の場合も含む)における各議案の原案に対し右記(賛否を○印で表示)の通り、議決権を行使します。平成30年 6月 日</small></p> <p style="text-align: right;">議決権の数 個</p> <p><small>【ご注意】 ご賛同の場合は「賛」に○印、ご賛同いただけない場合は「否」に○印でご表示願います。 なお、賛否の表示がない場合は「賛」の意思表示があったものとしてお取扱いたします。</small></p> <p><small>【ご注意】 当社取締役会は反対しております。当社取締役会意見にご賛同の場合は、「否」に○印、ご賛同いただけない場合は「賛」に○印でご表示願います。 なお、賛否の表示がない場合は「否」の意思表示があったものとしてお取扱いたします。</small></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>会社提案</td><td>第1号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第2号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第3号議案</td><td>賛 (但し を除く)</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第4号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td>株主提案</td><td>第5号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第6号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第7号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> </table>	会社提案	第1号議案	賛	否		第2号議案	賛	否		第3号議案	賛 (但し を除く)	否		第4号議案	賛	否	株主提案	第5号議案	賛	否		第6号議案	賛	否		第7号議案	賛	否	<p>基準日現在のご所有株式数 株</p> <p>議決権の数 個</p> <p style="text-align: center;">議決権の数は1単元ごとに1個となります。</p> <p style="text-align: center;">お 願 い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。 2. 当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。 3. 第3号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否と 																												
会社提案	第1号議案	賛	否																																																							
	第2号議案	賛	否																																																							
	第3号議案	賛 (但し を除く)	否																																																							
	第4号議案	賛	否																																																							
株主提案	第5号議案	賛	否																																																							
	第6号議案	賛	否																																																							
	第7号議案	賛	否																																																							
会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合	会社提案・取締役会の意見に反対される場合																																																									
<p>会社提案議案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>会社提案</td><td>第1号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第2号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第3号議案</td><td>賛 (但し を除く)</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第4号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> </table> <p>株主提案議案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>株主提案</td><td>第5号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第6号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第7号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> </table>	会社提案	第1号議案	賛	否		第2号議案	賛	否		第3号議案	賛 (但し を除く)	否		第4号議案	賛	否	株主提案	第5号議案	賛	否		第6号議案	賛	否		第7号議案	賛	否	<p>会社提案議案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>会社提案</td><td>第1号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第2号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第3号議案</td><td>賛 (但し を除く)</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第4号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> </table> <p>株主提案議案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>株主提案</td><td>第5号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第6号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> <tr><td></td><td>第7号議案</td><td>賛</td><td>否</td></tr> </table>	会社提案	第1号議案	賛	否		第2号議案	賛	否		第3号議案	賛 (但し を除く)	否		第4号議案	賛	否	株主提案	第5号議案	賛	否		第6号議案	賛	否		第7号議案	賛	否	
会社提案	第1号議案	賛	否																																																							
	第2号議案	賛	否																																																							
	第3号議案	賛 (但し を除く)	否																																																							
	第4号議案	賛	否																																																							
株主提案	第5号議案	賛	否																																																							
	第6号議案	賛	否																																																							
	第7号議案	賛	否																																																							
会社提案	第1号議案	賛	否																																																							
	第2号議案	賛	否																																																							
	第3号議案	賛 (但し を除く)	否																																																							
	第4号議案	賛	否																																																							
株主提案	第5号議案	賛	否																																																							
	第6号議案	賛	否																																																							
	第7号議案	賛	否																																																							

株主総会参考書類

【会社提案（第1号議案から第4号議案まで）】

第1号議案 株式併合の件

1. 株式の併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

（1）併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（2）株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

（3）効力発生日における発行可能株式総数

現在の60,000,000株から12,000,000株に変更いたします。

（4）その他

本議案に係る株式併合は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合により、株主の皆様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆様がご所有の当社株式の資産価値に変更はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。

(2) 第1号議案に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更するものであります。

なお、第6条および第7条の変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6千万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 第8条～第42条 (条文省略) (新設)	第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1千2百万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 第8条～第42条 (条文省略) <u>附則</u> 第6条および第7条の変更の効力発生日は、平成30年10月1日とする。なお、本附則は、当該効力発生日をもって、これを削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	よしだ こうじ (昭和29年7月2日生)	昭和54年4月 三菱信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 平成17年7月 同社営業第2部長 平成17年12月 同社営業第3部長 平成18年6月 同社審査部長 平成20年6月 同社執行役員営業第2部長 平成22年6月 同社常務執行役員 平成24年6月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 管理部門統括 監査部、審査部担当 平成27年6月 当社代表取締役会長(現任)	44,337株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社代表取締役副社長および代表取締役会長を歴任し、優れた経営手腕を発揮しております。また、長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	なかむらかつひさ 中村克久 (昭和32年4月27日生)	昭和55年4月 当社入社 平成10年4月 当社F A部長 平成18年6月 当社執行役員F A部長 平成21年4月 当社執行役員電機本部副本部長兼F A部長 平成22年4月 当社執行役員営業企画部長 平成23年4月 当社常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長 平成24年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成27年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員機械本部長 平成28年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)	79,872株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社代表取締役社長として優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しております。また、入社以来、様々な事業部門に携わり、これらによって培われた専門的知識や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	まい はら よし のり 毎 原 吉 紀 (昭和34年3月1日生)	昭和56年4月 当社入社 平成14年4月 当社経理部副部長 平成15年4月 当社経理部長 平成22年6月 当社執行役員経営企画部長兼 I R・広 報部長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部長 経理部(経理、会計)担当 平成25年6月 当社取締役兼執行役員経理部長 C S R室、I R・広報部、総務部担当 平成27年6月 当社取締役兼執行役員経理部長 C S R室、I R・広報部、総務部、審査部 担当 平成28年6月 当社取締役兼執行役員経理部長 監査 部、審査部担当 平成29年7月 当社取締役兼執行役員経理部長 人事 部、審査部担当(現任)	27,153株
〈取締役候補者とした理由〉 当社経理部長および担当役員を長く経験し、財務および会計に関する知見を豊富に有していることから、当 社経営を担う取締役として適任と判断しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	よね や とし あき 米 谷 寿 明 (昭和34年2月20日生)	昭和56年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年7月 当社入社 平成15年4月 当社審査部長 平成17年4月 当社審査・業務部長 平成18年4月 当社経営企画部長 平成18年6月 当社経営企画部長兼IR・広報部長 平成20年6月 当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長 平成22年6月 当社取締役兼執行役員北海道支社副支社長兼北海道総務部長 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部担当 平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部、監査部担当 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部、安全環境部担当(現任)	59,814株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	池 上 健 治 (昭和33年10月9日生)	昭和58年2月 当社入社 平成16年4月 当社施設部長兼事業開発室 平成18年4月 当社施設部長 平成20年6月 当社執行役員施設部長 平成21年4月 当社執行役員電機本部副本部長兼施設部長 平成24年6月 当社常務執行役員電機本部副本部長兼施設部長 F A 部担当 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員電機本部長 平成28年4月 当社取締役兼常務執行役員電機本部長 冷熱システム部、ビル施設部、北海道電機部担当 (現任)	33,661株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社電機本部長として電機関連事業に精通しており豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			
6	濱 谷 裕 (昭和31年8月17日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年4月 当社北海道支社建設資材部長 平成16年4月 当社北海道支社建材二部長 平成18年4月 当社本州建材部長 平成22年4月 当社北海道支社建材部長 平成23年4月 当社建材・エネルギー本部副本部長 平成23年6月 当社執行役員建材・エネルギー本部副本部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役員建材・エネルギー本部長 平成28年6月 当社取締役兼執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長 (現任)	26,458株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社建材・エネルギー本部長として建材・燃料関連事業に精通しており豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	やま ぎき ひろ ゆき 山 崎 洋 幸 (昭和35年9月21日生)	昭和60年4月 当社入社 平成23年4月 当社東北支店長 平成24年4月 当社東北復興推進室長兼東北支店長 平成25年6月 当社執行役員東北復興推進室長兼東北支店長 平成27年6月 当社取締役兼執行役員新エネルギー事業開発部長兼東北復興推進室長 建設機械部担当 平成29年4月 当社取締役兼執行役員東北復興推進室長 建設機械部担当 平成30年4月 当社取締役兼執行役員 建設機械部担当(現任)	25,843株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>当社建設機械部担当役員として建設機械関連事業に精通しており豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	やまもと しょうへい 山本昌平 (昭和37年12月31日生)	平成10年4月 東京弁護士会弁護士登録 柳瀬法律事務所(現 丸の内中央法律事務所)入所 平成10年5月 株式会社メガハウス監査役(非常勤) (現任) 平成20年6月 株式会社バンダイ社外監査役(現任) 平成21年6月 トーイン株式会社社外監査役(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任) 平成27年4月 丸の内中央法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成27年6月 三信電気株式会社社外監査役(現任)	6,076株
<p>〈社外取締役候補者とした理由〉</p> <p>弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。当社は、山本昌平氏が所属する丸の内中央法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>			
9	よし の たかし 吉野高 (昭和32年8月12日生)	昭和62年4月 東京弁護士会弁護士登録 小林清巳法律事務所入所 平成10年6月 吉野高法律事務所代表(現任) 平成28年6月 株式会社バンダイナムコアーツ社外監査役(現任) 平成28年6月 当社社外取締役(現任)	1,945株
<p>〈社外取締役候補者とした理由〉</p> <p>弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。当社と吉野高氏との間には特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨表示)
3. 山本昌平氏および吉野高氏は、社外取締役候補者であります。

4. 山本昌平氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 吉野 高氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、山本昌平氏および吉野 高氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
はし 橋 もと 本 あき 昭 お夫 夫 (昭和18年2月28日生)	昭和44年4月 日本弁護士連合会弁護士登録 昭和47年1月 橋本昭夫法律事務所(現 橋本・大川合同法律事務所) 所長(現任) 平成7年8月 空知炭礦株式会社取締役社長(現任) 平成12年10月 マックスパリュ北海道株式会社社外監査役(現任) 平成16年1月 株式会社カナモト社外監査役(現任) 平成18年3月 美松企業株式会社取締役会長(現任)	一株
〈補欠社外監査役候補者とした理由〉 弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 橋本昭夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 橋本昭夫氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

【株主提案（第5号議案から第7号議案まで）】

第5号議案から第7号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものです。

第5号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領および提案の理由を、原文のまま記載したものです。

（1）議案の要領

定款の第40条を以下のとおり変更する。

現行定款	変更案
第40条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。	第40条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（2）提案の理由

現行の定款では、取締役会のみが、株主に対する配当及び自己株式の取得に関する事項を決定する権限を有するものとし、株主が株主総会によってこれを決定することができない旨を規定している。株主総会においてこれらの事項を決定できることとするために、条項の規定の修正を提案する。当会社においては、2013年3月期から2017年3月期までに純利益の16%未満程度しか株主に還元されておらず、非常に保守的な株主還元策につながっている。このように株主還元策の実施状況が非常に低位に留まっていることを踏まえ、株主の利益を保護するために、株主総会の決議によって、剰余金の配分を定めることを可能とすべきであると考えている。

◎取締役会の意見

第5号議案に反対いたします。

当社は、平成18年6月29日開催の第63期定時株主総会において剰余金の配当等を株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨の定款変更議案を提案し、多数の株主の皆様の賛成を得てご承認いただいております。

剰余金の配当等につきましては、株主の皆様の付託を受けた取締役会が株主還元の基本方針（※注記）や利益状況等を総合的に勘案しつつ決定し責任を負う体制とすることで、株主の皆様への利益還元を機動的に遂行できていると考えております。

したがいまして、本議案に反対です。

（※注記）株主還元の基本方針

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、収益状況に応じて、安定的な配当を行うことを株主還元の基本方針としております。

第6号議案 剰余金の処分の件

(会社注) 以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領および提案の理由を、原文のまま記載したものです。

(1) 議案の要領

【1】 配当財産の種類

金銭

【2】 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第75期の期末配当金の配当として、普通株式一株当たり30円を配当する。この場合の配当の総額は、上記の一株当たりの配当金額に平成30年03月31日時点の配当の対象となる発行済株式数を乗じた額となる。

(2) 提案の理由

A) 当会社の配当性向は非常に低いと考えている。過去5年間で5,854百万円の純利益(70億円以上のフリーキャッシュフロー)を得たものの、支出された総配当金は9億4500万円(純利益の16%)である。

年度	2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	
一株当たり配当金(円)	5	7	7	8	9	(a)
配当金(百万円)	131	184	185	209	236	(b)
純利益(百万円)	693	1,503	1,387	1,027	1,244	(c)
配当性向	19%	12%	13%	20%	19%	(b)/(c)
平均配当性向	16%					

B) 剰余金の積み上げによって自己資本利益率(ROE)が低下: 2017年12月末時点で、当会社の現金及び預金の総額は78億5100万円であり、ネットキャッシュ(現預金と有価証券等の合計から短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、長期借入金、1年以内償還予定社債と社債を差し引いた金額をいう)の総額は41億3000万円(時価総額の約38%)である。

C) 限られた投資案件等と成長の停滞、一貫して高いフリーキャッシュフロー(毎年10億円以上)は、当社が生み出す剰余金の再投資が困難に直面していることを示している。さらに、当社の収益は過去20年間で増加していない。

年度（百万円）	2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	
営業活動によるキャッシュフロー	1,958	2,567	1,867	1,020	905	(a)
運転資金の増減*	460	258	149	-513	-1,480	(b)
運転資本前営業活動によるキャッシュフロー	1,498	2,309	1,718	1,533	2,385	(c)=(a) -(b)
設備投資	-250	-198	-435	-347	-257	(d)
運転資本前フリーキャッシュフロー	1,248	2,111	1,283	1,186	2,128	(c)-(d)

*運転資本増減：売掛金の増減、棚卸資産の増減と買掛金の増減

以上の状況によって、当社は株主に対してより高い配当金を支払うことができ、またそうすべきであると考えている。一株当たり30円の配当金は、配当総額の総額としては当期における当社の純利益予想額の約52%であり、当会社への財務的なリスクはないと考えられる。

◎取締役会の意見

第6号議案に反対いたします。

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、収益状況に応じて、安定的な配当を行うことを株主還元の基本方針としております。

また、変化の激しい経営環境の中で、このような株主還元方針の継続と持続的成長を果たしていくために、内部留保の確保ならびに財務基盤の強化が極めて重要であります。

当社といたしましては、第73期から増配を続け、第75期も1円増配の1株当たり10円の配当を決議しており、新年度の第76期におきましても増配の予定を公表しております。

株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持強化の実現のため、内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値に結びつき、ひいては、株主価値の向上に資するものと考えております。

株主提案の内容は、短期的、一面的であると考えざるを得ないものであり、結果として株主の皆様の中長期の利益を損なうことになりかねません。

したがって、本議案に反対です。

第7号議案 定款一部変更の件（投資有価証券の保有制限）

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領および提案の理由を、原文のまま記載したものです。

（1）議案の要領

以下の規定を、新たな条項として定款に追加する。

第43条（投資有価証券の保有制限）

当社が保有する投資有価証券の総額（子会社又は第三者を通じて間接的に保有する分を含む。以下同じ。）の上限を1,000,000,000円とする。

当社が保有する投資有価証券の総額が前項の上限を超過した場合、当社は、次の事業年度の末日までに、遅滞なく超過分の株式を処分して違反状態を是正する。

（2）提案の理由

現在、当社は業務関係上のみ、20件以上の上場企業の投資有価証券（約27億円）を保有している。これは当社の純資産約134億円の20%以上を占めており、非常に高く、自己資本比率（ROE）の向上には貢献していないと考えている。さらに、取引先や提携先の株式を大量に保有することには、重大な利益相反が生じる可能性がある。これらの取引先や提携先への投資を削減し、事業運営などの株主にとって利益をもたらす活動に収益を再投資することに重点を置くべきだと考えている。

◎取締役会の意見

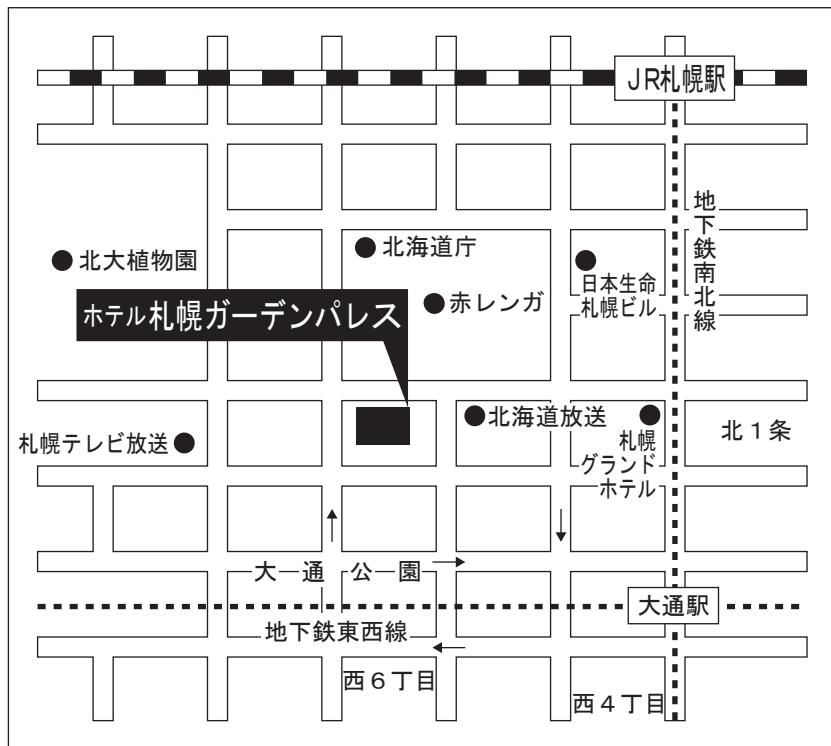
第7号議案に反対いたします。

当社は、持続的成長と事業拡大のため、関係維持・強化が必要であると判断する取引先の株式に限定し、投資有価証券を保有しております。したがって、その総額について上限を設定し、運営を制限することなく、当社取締役会の責任のもと、適時適切に判断を行うことが必要と考えます。具体的に保有している株式については、定期的に取締役会において、単に配当利回りのみならず、中長期的な企業価値向上の観点から、継続保有の合理性・必要性を個別に検証しております。したがって、本議案に反対です。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
- 交 通 JR札幌駅より徒歩7分
地下鉄大通駅より徒歩5分



お願い：駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。